

巻末企画 今後も注目！

最新キーワード



大野博堂 NTT データ経営研究所
金融政策コンサルティングユニット 本部長
鈴木俊 エグシード法律事務所
弁護士

① マイナンバー制度の拡充

2016年1月から利用が開始されたマイナンバー制度ですが、まだ十分に活用されるまでには至っていません。2018年1月より、預貯金口座への付番が開始されていますが、近い将来、すべての預貯金口座への付番が義務付けられるとみられています。

例えば、ある女性が旧姓のまま使用している口座と結婚後の名字で開設した口座では現状、別人として認識されてしまう可能性があります。すべての口座に付番されると名寄せが容易になることに加え、口座維持コストがかさむ要因ともなっている休眠口座を減らすことが可能となります。長い目でみれば金融機関の運営コストを圧縮する効果が期待されています。

② マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策

1989年に設置された「マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）」を中心に、その活動は国際的に強化される方向にあります。テロリストの資金源を断つことに加え、その活動にかかる不正な資金移動への対策がこれにあたります。FATFにより、達成水準や国際的なルール等が定義され、各国の現況ならびに基準の遵守程度が個別に評価・公表されています。

わが国では2011年に改正犯罪収益移転防止法が成立したものの、2014年には2008年の第3次対日相互審査で指摘された事項について早急に対処するよう声明が出されています。FATFによる次の対日相互審査は2019年に予定されています。金融庁は金融機関に対し、2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を示すなど、喫緊の課題として対応を求めています。

③ 民法改正（債権関係）

民法の債権関係規定（債権法）は、2020年4月1日から一部例外を除き施行される予定です。1896年の制定以来の大幅な改正となります。主な改正としては、債権の時効期間を原則5年へ統一、法定利率を年3%に引き下げたうえで変動制を導入、取引の相手方に一方的に不利な約款は無効——など多岐に及びます。

行職員としては、事業性融資において経営者以外の個人が保証人になる場合は、①公証人による意思確認の手続きが必要なこと、②主債務者は保証人に対し財産や債務の状況、担保の有無などの情報提供義務があり、債権者は債務者が説明していない、事実と異なる説明を行ったことを知っていたか知ることができたときは、保証人は保証契約を取り消すことができること——などを理解しておきましょう。